

令和7年5月8日開催

第 9 回

新ひだか町農業委員会総会議事録

新ひだか町農業委員会

第9回新ひだか町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年5月8日(木) 午前10時00分

2. 開催場所 三石庁舎はまなす 2階会議室

3. 出席委員	1番	中村 トク	出
	2番	山野 美幸	出
	3番	西村 和夫	出
	4番	佐竹 学	出
	5番	前田 宗将	出
	6番	三木田 照明	出
	7番	佐々木 知彦	出
	8番	安田 悦郎	出
	9番	土居 正広	出
	10番	金森 靖一	出

4. 出席事務局職員

事務局 長	渡 辺 英 樹
事務局 長 補 佐	神 谷 貴 史
事務局 主 幹	大 澤 良 祐

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画(案)の承認について

議案第3号 現況証明下附願いに対する発給について

議案第4号 農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見について

6. 会議の概要

<p>事務局長</p> <p>会長代理</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>それではこれより、令和7年5月8日招集、第9回新ひだか町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>出席委員は定足数に達しておりますので、農業委員会法第27条第3項及び新ひだか町農業委員会会議規則第8条により、本総会が成立していることを報告いたします。</p> <p>それでは、新ひだか町農業委員会会議規則により議長は会長が務めることとなっております。会長、よろしく願いいたします。</p> <p>挨拶</p> <p>まず、議事録署名委員について議長から指名させていただきます。</p> <p>それでは、議事録署名委員は、5番前田委員、7番佐々木委員をお願いいたします。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>担当委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>議案第1号、農地法第5条の規定による許可申請についてを、議題といたします。順位1番について、事務局説明して下さい。</p> <p>それでは、議案第1号の議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請については1件です。議案書をもとに説明します。</p> <p>【議案第1号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>順位1番は、良好な農地にすることを目的とした砂利採取に伴う一時転用でございます。なお、農業公共投資後8年以内の農地には該当しないなど、農地法第5条第1項の転用不可の項目に該当しておらず、許可要件を満たしているものと考えます。昨日、担当農業委員に現地調査を行っていただきまして、やむを得ない転用である旨のご意見をいただいております。以上ご審議をお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>ありがとうございます。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第1号順位1番について、これを許可相当とすることに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p> <p>賛成多数ですので、議案第1号順位1番はこれを許可相当との意見を付して、北海道農業会議に諮問にかけ、北海道へ進達することに決定しました。</p>
<p>議長</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>各担当委員</p> <p>議長</p> <p>議長</p>	<p>次に、議案第2号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等推進計画(案)の承認についてを、議題とします。</p> <p>ページ毎に審議しますので、まずは事務局より議案第2号順位1番について議案の説明をお願いします。</p> <p>【議案第2号順位1番を議案書をもとに説明】</p> <p>まず、順位1番は、所有権移転の案件となります。取得理由は、経営規模拡大のための近隣農地の取得でございます。ご審議のほどよろしくお願いします。</p> <p>ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。</p> <p>ありません。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。(質問、意見なし)</p> <p>採決いたします。議案第2号順位1番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。(異議なしの声多数)</p>

議長	賛成多数ですので、議案第2号1番については、許可相当と決定します。続いて、順位2番から4番については、事務局説明してください。
事務局	【議案第2号順位2番から4番を議案書をもとに説明】 続いて、利用権の設定となります。順位2番から3番は構成員の所有農地の借り受け、順位4番は近隣農業者より農地を借り受けるものでございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
各担当委員	ありません。
議長	ありがとうございました。これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。
6番三木田委員	構成員所有農地を法人で借り受けすることは、何かメリットがあるのですか。
事務局	いろいろ考えられますが、農地が増えることによって免税軽油の使える量が増えたり、何かしらの税控除を受けられたりすることが考えられます。
議長	ほかに質問ありませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第2号2番から4番について、許可相当と決定することに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第2号2番から4番については、許可相当と決定します。
議長	次に議案第3号、現況証明下附願いに対する発給についてを議題といたします。議案第3号順位1番から2番について事務局説明してください。
事務局	【議案第3号順位1番を議案書をもとに説明】 順位1番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号1番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号1番については現況証明を発給することと決定いたします。続いて、順位2番について事務局説明してください。
事務局	【議案第3号順位2番を議案書をもとに説明】 順位2番については、周囲が宅地に連坦された都市計画区域内にある農地で、ここを地目整理し、処分するため現況証明願いが出されました。昨日、現地調査を地区担当委員に行っていただき、周辺に住宅が建っているところがあり、今後営農作付けされる見込みがないことから、非農地への地目整理はやむを得ないとのご意見をいただいております。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。

議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第3号順位2番については、現況証明を発給することと決定してよろしいですか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数ですので、議案第3号2番については現況証明を発給することと決定いたします。
議長	ここで事務局より追加議案の申し出がありましたので、これを許可します。 議案第4号、農業振興地域における農用地区域の変更等に係る意見についてを、議題といたします。議案4号順位1番について事務局説明してください。
事務局	【議案第4号順位1番を議案書をもとに説明】 順位1番は、既舎の新築でございます。計画地は放牧地や施設に隣接した農地で、最適地であると判断したものです。 農用地区域の用途変更について、町農政課より意見を求められており、昨日の現地調査においても用途変更は適当であるとの意見をいただいております。 以上、ご審議のほどよろしくお願ひします。
議長	ただいまの説明に関しまして、地区担当農業委員より補足説明ありませんか。
担当委員	ありません。
議長	これより質疑に入ります。何かご質問ございませんか。 (質問、意見なし)
議長	採決いたします。議案第4号順位1番について、これを適当とすることに異議ございませんか。 (異議なしの声多数)
議長	賛成多数でありますので、議案第4号順位1番の区域の用途変更については適当であると決定し、町長への意見とします。
議長	以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし) (終了時刻 午前10時40分)
	以上のとおり、会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名捺印する。 令和7年5月8日(議事録調製日 令和7年5月12日) 新ひだか町農業委員会会長 ㊟ 議事録署名委員 ㊟ 議事録署名委員 ㊟